

第11回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年4月27日（木曜日）
午前10時 受付開始 午前9時30分

開催場所

東京都千代田区神田駿河台4番6号
御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター2F
sola city Hall 【WEST】
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 資本金の額の減少の件
- 第4号議案 資本準備金の額の減少の件



本招集通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧いただけ
ます。
<https://p.sokai.jp/5031/>



モイ株式会社

証券コード：5031

証券コード 5031
2023年4月12日

株 主 各 位

東京都千代田区神田司町二丁目8番1号
モ イ 株 式 会 社
代表取締役社長 赤 松 洋 介

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://about.moi.st/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、画面上部の「IR」を選択して、ご確認ください。）

株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/5031/teiji/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「モイ」または「コード」に当社証券コード「5031」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討の上、2023年4月26日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年4月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台4番6号
御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター2F
sola city Hall 【WEST】
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項 第11期（2022年2月1日から2023年1月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 資本金の額の減少の件
第4号議案 資本準備金の額の減少の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき次に掲げる事項を除いております。

・計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

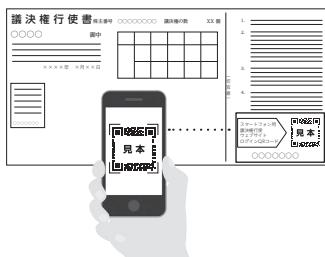


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

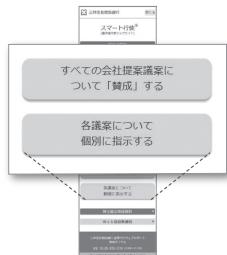
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

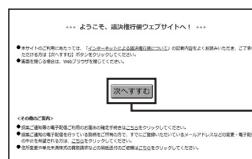
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



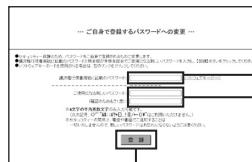
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力  
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください  
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

## 事業報告

(2022年2月1日から  
2023年1月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が長期化する中で、感染症防止策やワクチン接種の進捗に伴い人々の行動制限が順次緩和され、景気対策等の影響もあり、経済活動に正常化の兆しが見られております。一方でウクライナ情勢の深刻化、急激な円安、またそれらに伴う物価上昇等の影響も継続しており、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社を取り巻くインターネット関連市場につきましては、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、日本における2022年9月末時点の移動系通信の契約数は、2億555万回線(前年同期比3.6%増)と増加が続いております。(出所:総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(令和4年度第2四半期(9月末))」)。また、当社がターゲットとする動画投稿・ライブ配信市場におきましては、グローバルSNSプラットフォームのライブ配信サービス参入による競争環境の変化と、それに伴う新規サービス利用者の増加により、今後も市場は拡大していくと予想されます。

このような事業環境のもと、当社は、年間を通して、「ラブライブ！」シリーズや「アイカツ！」シリーズなどの人気アニメ作品や、「リング」シリーズなどの人気ホラー映画作品とのコラボレーションによるオンライン共同視聴体験の推進、「リラックマ」、「ポムポムプリン」、「おしゅしだよ」、「すみっこぐらし」などの人気キャラクター限定スタンプ提供によるユーザーコミュニケーションの活性化、人気コミック作品である「明日、私は誰かのカノジョ」やサンリオ人気キャラクターズ等とのコラボレーションによるユーザー参加型キャンペーンの実施等により、新規ユーザー獲得ならびにユーザー満足度向上を目指した各種マーケティング施策を推進しました。また、ユーザー同士が3Dキャラクターを使って交流できるバーチャル空間「ツイキャスVV」や「ツイキャス」内の月額制コンテンツ「メンバーシップ」を利用中の配信者と有料会員リスナーがより密なコミュニケーションを楽しめる専用アプリ「メンバーシップSTAR」等のリリースを通じた「ツイキャス」の継続的な機能追加・改善、さらに

はサービスインフラの強化・冗長化、サービス健全性維持・改善のための体制強化等を継続し、ユーザー満足度のさらなる向上につながるサービス開発、運用に努めてまいりました。その結果、当社の重要指標の一つである月間平均ポイントARPPU（Average Revenue Per Paid Userの略、課金ユーザー一人当たりの平均課金額）は6,195円（前期比7.6%増）と堅調に推移しました。また、実質売上総利益（当社が獲得する売上高合計から、収益化された配信者に対してお支払する報酬額と、Apple Inc., Google Inc. 等の決済代行業者に対して支払う手数料を差し引いた金額）については、配信者を毎月定額の会員費で応援することができる「メンバーシップ」の売上が成長したこと等の影響により、1,680百万円（前期比3.8%増）となりました。一方で、当社サービスである「ツイキャス」は、コロナ禍の行動制限解除に伴うユーザーの可処分時間の減少及び使い方の変化とそれに伴う競争環境の変化の影響を当初想定以上に強く受け、月間平均ポイントPU（Paid Userの略、課金ユーザー数）は当初想定を下回り、83千（前期比7.1%減）となり、その結果、「ツイキャス」のポイント販売売上は6,206百万円（前期比0.1%減）となりました。また、今後の業績動向を踏まえ、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、繰延税金資産は62,459千円（前期比31.6%減）となり、その結果、法人税等調整額を28,828千円計上しました。

以上の結果、売上高が6,607,710千円（前期比0.9%増）、営業利益は104,354千円（前期比48.4%減）、経常利益は105,310千円（前期比48.9%減）、当期純利益は53,425千円（前期比78.3%減）となりました。

なお、当社はライブ配信コミュニケーションプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントに関する記載は省略しております。

## ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は142,630千円で、その主なものは、当社のサービスプラットフォームサーバシステムの増強であります。また、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

## ③ 資金調達の状況

当社は2022年4月27日に東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資として新株発行1,041,800株により450,474千円、第三者割当増資（オーバーアロットメント）354,200株により153,156千円及び新株予約権（ストック・オプション）の行使によって総額35,072千円の資金調達を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                                    | 第 8 期<br>(2020年1月期) | 第 9 期<br>(2021年1月期) | 第 10 期<br>(2022年1月期) | 第 11 期<br>(当事業年度)<br>(2023年1月期) |
|--------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)                                              | 2,359,209           | 5,479,467           | 6,552,032            | 6,607,710                       |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 ( △ )(千円)                       | △190,230            | △136,237            | 206,214              | 105,310                         |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 ( △ )(千円)                   | △193,828            | △146,616            | 246,652              | 53,425                          |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は<br>1 株 当 たり 当 期 純 損 失 ( △ ) (円) | △16.10              | △12.09              | 20.34                | 3.97                            |
| 総 資 産 (千円)                                             | 1,331,009           | 2,093,692           | 2,639,880            | 3,375,069                       |
| 純 資 産 (千円)                                             | 846,535             | 699,919             | 946,571              | 1,638,699                       |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円)                                     | 17.66               | 4.38                | 78.06                | 121.73                          |

- (注) 1. 2021年9月29日付で、A種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2021年9月30日付で当該A種優先株式の全てを消却しております。
2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

今後当社が対処すべき課題として、以下の点に取り組んでまいります。

### ① 既存事業の収益機会の拡大及び新たな収益機会の創出

当社は、配信者、視聴者のためのライブ配信コミュニケーションプラットフォームサービス「ツイキャス」を運営することで、主に「ポイント販売売上」、「メンバーシップ販売手数料売上」「公式ストアにおけるチケット・コンテンツ販売手数料売上」という3種類の収益を得ております。「ツイキャス」への新たな機能追加や各種マーケティング活動を通して、競合企業との差別化、新規の配信者・視聴者の獲得、及び既存ユーザーの満足度向上に向けた機能改善・サービス運営等を推進することで収益機会の拡大を図ってまいります。

## ② サービス健全性の維持・改善推進

当社は不特定多数のユーザーによるオンライン上のリアルタイムコミュニケーションの場として「ツイキャス」が活用されていることの重要性とリスクを十分理解した上で、配信者、視聴者が共に安心してコミュニケーションを楽しめるよう、プラットフォームの健全性維持・改善を常に最重要視しております。具体的には、ユーザーに対する啓蒙活動推進、未成年ユーザー保護対応、著作権違反、第三者の名誉、プライバシーその他の権利を侵害しうる行為が生じないための取り組み、社内外のモニタリング体制の強化、ユーザーや外部（警察や著作権者等）への通報・報告機能の提供等の施策を行っております。当社では、今後もサービスの健全性維持・改善を推進するための体制強化を継続してまいります。

## ③ システムの安定性確保

当社の主要事業におきましては、インターネット上にてサービス提供を行っている関係上、安定した事業運営を行うために、新規・既存サービスの成長等に伴うアクセス数の増加を考慮した、サーバー設備の強化、負荷分散システムの導入等が重要となるため、今後も設備投資や運用体制強化等を継続的に行い、システムの安定性確保に取り組んでまいります。

## ④ 事業推進体制の強化

今後の事業拡大及び収益基盤の強化を図るにあたり、専門性の高い優秀な人材の確保及び在籍する人員の育成に注力し、これまで同様、少人数での効率的な事業運営を意識しつつ、事業規模に応じた組織、推進体制の整備を進めてまいります。

開発組織においては、複数の少人数チームがそれぞれ裁量をもってサービスの企画・開発に取り組むことで開発効率を高いレベルに保ちながら、それぞれの責任を明確化することで開発品質を担保し、各種ツールを活用した情報の可視化などにより定量的なデータに基づいて迅速な分析・意思決定を行う体制を推進してまいります。

また、サービス運用組織においては、ユーザー数の増加に対して効率的に対応していく体制の強化が重要となります。具体的には、データ分析や各種ツールを活用しながら、新規ユーザー層獲得のための適切なマーケティングの実施、ならびに既存ユーザー層の満足度を継続的に向上すべく、コミュニティの快適性、安全性を低下させる問題となりえる配信・ユーザーの発見、及び対応を早期化し、サービスの健全性を維持できる体制を強化してまいります。

#### ⑤ 内部管理体制の強化

当社は、現在も成長途上にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。

そのため、コーポレート業務のさらなる整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、リスク・コンプライアンス委員会を中心として、業務運営上のリスクを適時適切に把握した上でリスク管理を行い、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図ってまいります。

#### ⑥ 情報管理体制の強化

当社は、「ツイキャス」のサービス運営を通して、個人情報を含む多くの機密情報をユーザーよりお預かりし、保有しております。特に配信者に対して報酬支払を行う上で、本人確認のための個人情報の提供を義務付けていることから、これら情報管理の重要性については十分に認識しております。

個人情報等の機密情報管理につきましては、プライバシーマークの取得・維持、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を推進してまいります。

#### ⑦ 当社ブランドの知名度向上

当社は、これまで新聞・テレビ・雑誌等のマスメディア向け広告には大きく注力しておらず、「ツイキャス」のユーザーによるクチコミとソーシャルメディアの有効活用により、新規ユーザーの獲得、および既存ユーザーの離脱防止を図ってまいりました。

一方で、当社の掲げるミッションの達成、既存事業の更なる拡大、新規事業の開発と育成、及び競合企業との差別化を図るにあたり、当社サービスである「ツイキャス」のライブ配信コミュニケーションプラットフォームとしてのブランド構築および強化が重要であると認識しており、費用対効果を慎重に検討の上、適切な広告宣伝及びプロモーション活動を通して、当社ブランドの知名度向上を推進してまいります。

**(5) 主要な事業内容** (2023年1月31日現在)

| 事業区分                             | 事業内容                                                                                |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| ライブ配信<br>コミュニケーション<br>プラットフォーム事業 | 利用者がライブ配信を通じて気軽に双方向コミュニケーションを楽しめる<br>ライブ配信コミュニケーションプラットフォームサービス「ツイキャス」の<br>企画、開発、運用 |

**(6) 主要な事業所** (2023年1月31日現在)

|     |         |
|-----|---------|
| 本 社 | 東京都千代田区 |
|-----|---------|

**(7) 従業員の状況** (2023年1月31日現在)

| 従業員数     | 前事業年度<br>末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|---------------|-------|--------|
| 39 (3) 名 | 5名増 (2名減)     | 33.7歳 | 4.9年   |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト及び派遣社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社はライブ配信コミュニケーションプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

**(8) 主要な借入先の状況** (2023年1月31日現在)

該当事項はありません。

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

当社は、2022年4月27日に東京証券取引所グロース市場に上場しました。

## 2. 株式の状況 (2023年1月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,874,000株
- (3) 株主数 5,506名
- (4) 大株主

| 株 主 名                     | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|---------------------------|------------|---------|
| 赤 松 洋 介                   | 7,240,000株 | 52.18%  |
| イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合      | 2,080,000  | 14.99   |
| 伊 藤 将 雄                   | 320,000    | 2.31    |
| 飯 田 明 人                   | 145,000    | 1.05    |
| 芝 岡 寛 之                   | 128,000    | 0.92    |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社           | 109,900    | 0.79    |
| 加 藤 久 美 子                 | 90,000     | 0.65    |
| 大 森 正 則                   | 88,000     | 0.63    |
| J.P.MORGAN SECURITIES PLC | 66,300     | 0.48    |
| J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社   | 64,800     | 0.47    |

(注) 自己株式は保有していません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                     | 第 2 回 新 株 予 約 権                            | 第 3 回 新 株 予 約 権                            |
|------------------------|---------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2014年4月3日                                  | 2015年3月26日                                 |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 47個                                        | 56個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 94,000株<br>(新株予約権1個につき 2,000株)        | 普通株式 112,000株<br>(新株予約権1個につき 2,000株)       |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                        | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり 250,000円<br>(1株当たり 125円)        | 新株予約権1個当たり 890,000円<br>(1株当たり 445円)        |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2016年4月16日から<br>2024年4月15日まで               | 2017年5月16日から<br>2025年5月15日まで               |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 1                                      | (注) 1                                      |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 44個<br>目的となる株式数 88,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 12個<br>目的となる株式数 24,000株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名       | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名       |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名       | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名       |

|                        |                     | 第 7 回 新 株 予 約 権                            | 第 8 回 新 株 予 約 権                          |
|------------------------|---------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2020年4月14日                                 | 2020年10月15日                              |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 120個                                       | 15個                                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 240,000株<br>(新株予約権1個につき 2,000株)       | 普通株式 30,000株<br>(新株予約権1個につき 2,000株)      |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                        | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                      |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり 890,000円<br>(1株当たり 445円)        | 新株予約権1個当たり 890,000円<br>(1株当たり 445円)      |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2022年6月16日から<br>2030年6月15日まで               | 2022年12月16日から<br>2030年12月15日まで           |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 2                                      | (注) 2                                    |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 10個<br>目的となる株式数 20,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名     |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 12個<br>目的となる株式数 24,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名     |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数 6個<br>目的となる株式数 12,000株<br>保有者数 1名  | 新株予約権の数 2個<br>目的となる株式数 4,000株<br>保有者数 1名 |

|                        |                     | 第 9 回 新 株 予 約 権                           |
|------------------------|---------------------|-------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2021年4月30日                                |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 215個                                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 43,000株<br>(新株予約権1個につき 200株)         |
| 新株予約権の払込金額             |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり 130,000円<br>(1株当たり 650円)       |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2023年6月16日から<br>2031年4月29日まで              |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 3                                     |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 20個<br>目的となる株式数 4,000株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名      |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数 20個<br>目的となる株式数 4,000株<br>保有者数 1名 |

(注) 1.以下のとおりとなります。

- (1) 1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員に当たることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- (3) 前項にかかわらず、対象者が取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、監査役又は従業員が財務諸表等の用語、様式、及び作成方法に関する規則に規定される関係会社または子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権の発行時において当社取引先及び当社取引先の取締役及び従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において、当社と当社取引先の取引関係が良好に継続していること、及び当社へ業績寄与が高いと判断できることを要する。
- (5) その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(注) 2.以下のとおりとなります。

- (1) 1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位に当たることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合の相続人についても当社取締役会が認めた場合にはこの限りでない。
- (3) 前項にかかわらず、対象者が取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、監査役または従業員が財務諸表等の用語、様式、及び作成方法に関する規則に規定される関係会社又は子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間の開始日と、当社普通株式が日本国内の証券取引所に新規株式公開される日のいずれか遅い方の日(以下、当該日を「権利行使可能日」という。)から、次の(a)乃至(b)の区分に従い、本新株予約権を行使することができる。ただし、行使可能な新株予約権について、計算の結果1個未満の端数を生ずる場合、その端数を切り捨てる。
  - (a) 権利行使可能日(同日も含む。)から1年を経過する日(同日を含まない。)まで割り当てられた本新株予約権の個数(以下「割当個数」という。)の50%を上限として権利行使できる。
  - (b) 権利行使可能日(同日も含む。)から1年を経過する日(同日も含む。)以降割当個数の100%を上限として行使できる。

(注) 3.以下のとおりとなります。

- (1) 1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式の数が1株に満たない端数である場合、新株予約権の行使により新株予約権者に交付される株式の数が1株以上の整数となるよう、複数の新株予約権を一括して行使することを要する。
- (3) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合にはこの限りでない。また、新株予約権者が死亡した場合の相続人についても当社取締役会が認めた場合にはこの限りでない。
- (4) 前項にかかわらず、対象者が取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、監査役又は従業員が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定される関係会社又は子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。
- (5) 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間の開始日と、当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に新規株式公開される日のいずれか遅い方の日(以下、当該日を「権利行使可能日」という。)から、本新株予約権を行使することができる。ただし、行使可能な新株予約権について、計算の結果1個未満の端数を生ずる場合、その端数を切り捨てる。
- (6) 新株予約権者は、当社普通株式が割当日から1年以内に日本国内の金融商品取引所に新規株式公開された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年1月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                           |
|-----------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 赤 松 洋 介   |                                                                                                                   |
| 取 締 役     | 芝 岡 寛 之   | サービス運用本部長                                                                                                         |
| 取 締 役     | 入 山 高 光   | 経営管理本部長                                                                                                           |
| 取 締 役     | 本 田 謙     | 株式会社フリークアウト・ホールディングス<br>代表取締役社長 Global CEO                                                                        |
| 常 勤 監 査 役 | 石 崎 文 雄   | 株式会社モーダルステージ代表取締役                                                                                                 |
| 監 査 役     | 竹 内 亮     | 鳥飼総合法律事務所パートナー                                                                                                    |
| 監 査 役     | 伊 藤 耕 一 郎 | 伊藤国際会計税務事務所所長<br>VISITS Technologies株式会社監査役<br>株式会社エス・エム・エス取締役監査等委員<br>アクトホールディングス株式会社取締役<br>地盤ネットホールディングス株式会社監査役 |

- (注) 1. 取締役本田謙氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役石崎文雄氏、監査役竹内亮氏及び監査役伊藤耕一郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役竹内亮氏は、弁護士としての豊富な経験と専門的知識を有しております。
4. 監査役伊藤耕一郎氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役本田謙氏、常勤監査役石崎文雄氏、監査役竹内亮氏及び監査役伊藤耕一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役であり、被保険者は保険料

を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務に関する損害賠償請求が補填されることとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求等の場合には補填の対象としないこととしております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年3月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を次のとおり決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、社外役員の了承を得ていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

##### 1 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念を実現するために必要な人材を確保・維持し、企業価値及び株主価値の持続的な向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへのインセンティブとして機能するものとする。

##### 2 業績連動報酬及び非金銭報酬以外の報酬の額又は算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬の金額は、役位、職責、在任年数に応じて定め、当社の業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとする。

##### 3 個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。

##### 4 金銭報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額を取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の個人別の報酬の割合については、役位、職責、在任年数、業績、他社水準、社会情勢等を踏まえて決定する。

なお、業績連動報酬及び非金銭報酬は、制度としては導入しないこととする。

## 5 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手續に関する事項

当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職責の評価を行うには代表取締役が最適であるため、当社の取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役が決定するものとする。代表取締役は、上記の各方針に従って取締役の個人別の報酬等の内容を算定し、社外役員の上承を得て、決定するものとする。

### ② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |               |             | 対象となる<br>役員の数<br>(名) |
|--------------------|--------------------|--------------------|---------------|-------------|----------------------|
|                    |                    | 基 本 報 酬            | 業 績 連 動 報 酬 等 | 非 金 銭 報 酬 等 |                      |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 39,990<br>(3,600)  | 39,990<br>(3,600)  | —             | —           | 4<br>(1)             |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 18,000<br>(18,000) | 18,000<br>(18,000) | —             | —           | 3<br>(3)             |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 57,990<br>(21,600) | 57,990<br>(21,600) | —             | —           | 7<br>(4)             |

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2022年4月28日開催の第10回定時株主総会において、年額100百万円以内（うち社外取締役分24百万円以内）と決議されております。（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2022年4月28日開催の第10回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
4. 取締役会は、取締役会決議に基づき、代表取締役社長赤松洋介に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に社外役員がその妥当性等について確認しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員に関する他の法人等の重要な兼職状況については、「4. 会社役員の状況（1）取締役及び監査役の状況（2023年1月31日現在）」に記載のとおりであります。

- ・取締役本田謙氏

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・監査役石崎文雄氏  
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役竹内亮氏  
当社と兼職先である鳥飼綜合法律事務所との間には顧問契約がありますが、同氏は、当社の委任案件には一切関与しておらず、また当社と同法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役伊藤耕一郎氏  
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|              | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                             |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 本田 謙   | 当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、上場会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜、発言・助言等を行うなど、取締役として意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。          |
| 社外監査役 石崎 文雄  | 当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、上場会社での常勤監査役としての経験と幅広い見識に基づき、経営全般、特に当社の内部監査体制やコンプライアンス体制等について、適宜発言を行っております。        |
| 社外監査役 竹内 亮   | 当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の法務、労務等について適宜発言を行っております。   |
| 社外監査役 伊藤 耕一郎 | 当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の財務、会計等について適宜発言を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 PwC京都監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額 |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 20百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、PwC京都監査法人に対して、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社とPwC京都監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに業務の適正を確保するために必要な体制
  - (a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに業務の適正を確保するため、取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
  - (b) 取締役は「業務分掌規程」「職務権限規程」に従い、担当する部署の内部統制を整備し、必要な諸規則の制定及び使用人への周知徹底を図るとともに、「リスク・コンプライアンス規程」等を定め遵守する。
  - (c) 取締役は、重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
  - (d) 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
  - (e) 法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報制度規程」を定め、社内通報窓口を設置する。当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (a) 取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。
  - (b) 「個人情報保護基本規程」等の社内規則に基づき、個人情報の保存及び管理に関する体制を整備する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) リスク管理の基礎として定める「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、リスクを横断的に管理する「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
  - (b) 取締役会等において定期的に行われる業務執行状況の報告等を通じ、リスクの状況を適時に把握、管理する。

- (c) 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、リスク管理の実施状況について監査を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会は権限分配を含めた効率的な業務遂行システムを構築し、職務執行の効率化・迅速化を図る。
  - (b) 取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況について報告を行い、取締役の職務の執行について監視・監督を行う。
  - (c) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (a) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
  - (b) 「リスク・コンプライアンス規程」を、職務遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
  - (c) 「内部通報規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
  - (d) 内部監査部門は、社内規程に基づき内部監査を実施し、使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
  - (e) 監査役及び監査役会は、法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
  - (b) 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
  - (c) 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実

を発見したときには、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。

- (b) 前項により監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役は、取締役会その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
- (b) 代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行う。
- (c) 監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- (d) 監査役は、会計監査人から必要に応じて会計監査の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

- (a) 監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (a) 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- (b) 取締役会は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、当社の財務報告の信頼性を確保するための基本方針を定める。代表取締役は、「内部統制基本方針書」、「内部統制基本手続書」、「内部統制基本計画書」を定め、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、不備があれば是正する体制の構築を行う。
- (c) 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

(d) 当社は、適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「財務経理規程」等を定めるとともに、財務報告に関わる内部統制の体制整理と有効性向上を図る。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた方針及び体制

- (a) 当社は、反社会勢力とは一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固として拒否することを基本方針とし、「反社会的勢力の排除に関するポリシー」を宣言する。
- (b) 健全な業務遂行の確保並びに反社会的勢力の排除および被害の防止を図ることを目的として、「反社会的勢力対策規程」を整備する。
- (c) 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

① 重要な会議の開催状況

当事業年度において、取締役会を毎月1回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。また必要に応じて臨時取締役会を招集することとしており、当事業年度においては、合計4回開催され、十分な審議を経て必要な決議が行われました。

② コンプライアンス・リスク管理に関する取組

当事業年度において、リスク・コンプライアンス規程に基づき、リスクを横断的に管理するリスク・コンプライアンス委員会を月1回定期的に開催し、コンプライアンス・リスク案件の把握・対応を適時適切に行っております。また、コンプライアンス意識の徹底を図るため、定期的に全社に対してコンプライアンス・リスクを周知しております。また、新入社員向けに入社時、及び既存社員向けに年2回のコンプライアンス教育を実施しております。内部監査では、法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査項目に加え、会社の業務が適切に行われていることを確認しております。

リスク管理の観点からは、コンプライアンス違反行為等を把握するため内部通報制度を設けて全社に対して周知しています。当事業年度において、通報実績はありませんでした。

③ 監査役の監査体制

当事業年度において、監査役会を13回（うち1回は臨時監査役会）開催し、監査計画に基づいた監査を実施しております。また、当事業年度において合計16回開催された取締役会への出席やその他の重要な会議への常勤監査役の出席を通じて、取締役による業務の執行を監査しております。

監査役会は、監査の実効性を高めるため、定期的に内部監査担当者と情報交換を行うほか、適宜、取締役よりヒアリングを行っております。また、内部監査の実施方法や内容について常勤監査役と内部監査担当が意見交換を行っております。

④ 財務報告に係る信頼性の確保に対する取組

(a) 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行っております。

(b) 取締役会は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、当社の財務報告の信頼性を確保するための基本方針を定め、代表取締役は、「内部統制基本方針書」、「内部統制基本手続書」、「内部統制基本計画書」を定め、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、不備があれば是正する体制の構築を行っております。

(c) 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努めております。

(d) 当社は、適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「財務経理規程」等を定めるとともに、財務報告に関わる内部統制の体制整理と有効性向上を図っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主の皆様に対する利益還元は経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主の皆様に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。配当の実施の可能性及びその実現時期等については、未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、当社は年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

# 貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,951,986</b> | <b>流動負債</b>    | <b>1,736,259</b> |
| 現金及び預金          | 1,749,802        | 買掛金            | 801,269          |
| 売掛金             | 1,169,336        | 未払金            | 368,457          |
| 預け金             | 26,014           | 未払費用           | 5,594            |
| 棚卸資産            | 111              | 前受金            | 148,705          |
| 前払費用            | 4,332            | 未払法人税等         | 12,482           |
| 前渡金             | 413              | 未払消費税等         | 11,657           |
| 未収入金            | 2,213            | 預り金            | 387,973          |
| 貸倒引当金           | △237             | リース債務          | 120              |
| <b>固定資産</b>     | <b>423,082</b>   | <b>固定負債</b>    | <b>110</b>       |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>250,847</b>   | リース債務          | 110              |
| 工具、器具及び備品       | 249,434          | <b>負債合計</b>    | <b>1,736,369</b> |
| 建物附属設備          | 1,213            | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| リース資産           | 200              | <b>株主資本</b>    | <b>1,638,699</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>172,234</b>   | <b>資本金</b>     | <b>1,106,687</b> |
| 差入保証金           | 109,775          | <b>資本剰余金</b>   | <b>876,815</b>   |
| 繰延税金資産          | 62,459           | 資本準備金          | 876,815          |
| <b>資産合計</b>     | <b>3,375,069</b> | <b>利益剰余金</b>   | <b>△344,802</b>  |
|                 |                  | 繰越利益剰余金        | △344,802         |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>1,638,699</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>3,375,069</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2022年2月1日から)  
(2023年1月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 6,607,710 |
| 売 上 原 価                 | 3,304,754 |
| 売 上 総 利 益               | 3,302,955 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 3,198,601 |
| 営 業 利 益                 | 104,354   |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息                 | 12        |
| 雑 収 入                   | 1,629     |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 為 替 差 損                 | 685       |
| 雑 損 失                   | 0         |
| 経 常 利 益                 | 105,310   |
| 特 別 損 失                 |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 0         |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 105,310   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 23,056    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 28,828    |
| 当 期 純 利 益               | 53,425    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2022年2月1日から  
2023年1月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |             |                                   |             |            | 純資産<br>合計 |
|-------------------------|-----------|-----------|-------------|-----------------------------------|-------------|------------|-----------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |             | 利 益 剰 余 金                         |             | 株主資本<br>合計 |           |
|                         |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合計 | そ の 他<br>利 益 剰 余 金<br>繰越利益剰余<br>金 | 利益剰余金<br>合計 |            |           |
| 当 期 首 残 高               | 769,800   | 575,000   | 575,000     | △398,228                          | △398,228    | 946,571    | 946,571   |
| 当 期 変 動 額               |           |           |             |                                   |             |            |           |
| 新 株 の 発 行               | 301,815   | 301,815   | 301,815     |                                   |             | 603,630    | 603,630   |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | 35,072    |           |             |                                   |             | 35,072     | 35,072    |
| 当 期 純 利 益               |           |           |             | 53,425                            | 53,425      | 53,425     | 53,425    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 336,887   | 301,815   | 301,815     | 53,425                            | 53,425      | 692,128    | 692,128   |
| 当 期 末 残 高               | 1,106,687 | 876,815   | 876,815     | △344,802                          | △344,802    | 1,638,699  | 1,638,699 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年3月28日

モイ株式会社  
取締役会 御中

PwC京都監査法人  
東京事務所

|                        |           |         |
|------------------------|-----------|---------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 齋 藤 勝 彦 |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 山 本 剛   |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、モイ株式会社の2022年2月1日から2023年1月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、

入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年2月1日から2023年1月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、PwC京都監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月28日

|              |         |
|--------------|---------|
| モイ株式会社       | 監査役会    |
| 常勤監査役（社外監査役） | 石崎文雄 ㊞  |
| 監査役（社外監査役）   | 竹内亮 ㊞   |
| 監査役（社外監査役）   | 伊藤耕一郎 ㊞ |

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 当社の海外におけるブランドイメージの浸透を図り、海外事業展開に資するため、現行定款第1条（商号）に定める商号の英文表記を変更するものであります。
- (2) 当社の現状に即し、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (商号)<br>第1条 当社は、モイ株式会社と称し、英文では、<br><u>moi Corporation</u> と表示する。                                                 | (商号)<br>第1条 当社は、モイ株式会社と称し、英文では、<br><u>Moi Corporation</u> と表示する。                                                                                                                                                                                             |
| (目的)<br>第2条 (条文省略)<br>1. ~11. (条文省略)<br>(新 設)<br>(新 設)<br>(新 設)<br><br>(新 設)<br>(新 設)<br><br>(新 設)<br>12. (条文省略) | (目的)<br>第2条 (現行どおり)<br>1. ~11. (現行どおり)<br><u>12. 音楽著作権の管理</u><br><u>13. 音楽著作物の利用の開発</u><br><u>14. コンパクトディスク、ビデオなどの原盤の企画・製作</u><br><u>15. 楽譜の出版</u><br><u>16. 動画配信者、動画投稿者、芸能タレント、音楽家などの育成及びマネージメント</u><br><u>17. キャラクター商品の企画、制作及び販売</u><br><u>18.</u> (現行どおり) |

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                               | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1     | あか まつ よう すけ<br>赤 松 洋 介<br>(1970年1月3日)                                                                                                                           | 1994年4月 株式会社オーグス総研入社<br>2000年1月 サイボウズ株式会社入社<br>2005年8月 サイドフィード株式会社設立（現Moi Labs 株式会社）<br>2012年2月 当社設立 代表取締役社長就任（現任）                 | 7,240,000株             |
|       | <p>【選任理由】</p> <p>赤松洋介氏は、当社の創業者として当社の経営を指揮し、長年にわたり強いリーダーシップをもって当事業の発展に尽力してまいりました。かかる実績を踏まえ、同氏は当社の持続的な成長と企業価値向上を実現するために今後も重要な存在であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                    |                        |
| 2     | しば おか ひろ ゆき<br>芝 岡 寛 之<br>(1971年4月22日)                                                                                                                          | 1995年4月 株式会社ジャストシステム入社<br>2000年1月 サイボウズ株式会社入社<br>2006年7月 アットパンダ株式会社設立<br>代表取締役就任<br>2013年4月 当社取締役就任（現任）<br>2019年9月 当社サービス運用本部長（現任） | 128,000株               |
|       | <p>【選任理由】</p> <p>芝岡寛之氏は、当社の黎明期から取締役として当社のサービス開発及び運営を指揮し、当社のサービス成長及び企業価値向上に貢献してきました。かかる実績を踏まえ、同氏が引き続き当社の経営を行うにふさわしいと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>               |                                                                                                                                    |                        |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                         | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                        | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3                                                                                                                                                                 | い り や ま た か み つ<br>入 山 高 光<br>(1972年10月22日)     | 1999年6月 サイボウズ株式会社入社<br>2002年1月 株式会社アルプス社入社<br>2008年4月 ヤフー株式会社入社<br>2020年2月 当社入社 経営管理本部長 (現任)<br>2020年4月 当社取締役就任 (現任)                                                                                                                                                        | —                      |
| <p><b>【選任理由】</b><br/> 入山高光氏は、2020年4月に当社の取締役に就任して以降、当社の管理部門の責任者として内部統制強化等を推進してまいりました。かかる実績を踏まえ、同氏は引き続き当社の企業価値向上及びガバナンス強化に貢献できる人材であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                             |                        |
| 4                                                                                                                                                                 | ほ ん だ ゆ ず る<br>本 田 謙<br>(1974年9月6日)<br><br>《社外》 | 2005年9月 株式会社ブレイナー設立<br>代表取締役就任<br>2008年4月 ヤフー株式会社入社<br>2010年10月 株式会社フリークアウト<br>代表取締役就任<br>2016年3月 当社社外監査役就任<br>2018年2月 株式会社フリークアウト・ホールディングス代表取締役社長Global CEO (現任)<br>2019年6月 当社社外監査役退任<br>2019年6月 当社社外取締役就任 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社フリークアウト・ホールディングス<br>代表取締役社長Global CEO | —                      |
| <p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b><br/> 本田謙氏は、長年にわたり上場会社の経営者として培った豊富な経営経験と幅広い見識を有しており、引き続き、当社の経営全般に関する様々な助言を頂けるものと期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>                     |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                             |                        |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 赤松洋介氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 本田謙氏は、社外取締役候補者であります。
4. 本田謙氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年10か月となります。
5. 当社は、本田謙氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で全ての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等を補填することとしており、本議案候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、本田謙氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
8. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末（2023年1月31日）現在の株式数を記載しております。

### 第3号議案 資本金の額の減少の件

#### 1. 資本金の額の減少の理由

当社の今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、次の通り資本金の額を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。なお、資本金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更はございません。また、発行済株式総数の変更は行いませんので、株主の皆様のお所有株式数や1株当たり純資産額に影響を与えることはございません。

#### 2. 資本金の額の減少の内容

##### (1) 減少する資本金の額

2023年3月28日現在の資本金の額1,117,959,200円のうち1,067,959,200円を減少し、減少後の資本金の額を50,000,000円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

##### (2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2023年6月2日（予定）

#### 第4号議案 資本準備金の額の減少の件

##### 1. 資本準備金の額の減少の理由

第3号議案「資本金の額の減少の件」と同様に、当社の今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、次の通り資本準備金の額を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。なお、資本準備金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更はございません。また、発行済株式総数の変更は行いませんので、株主の皆様のお所有株式数や1株当たり純資産額に影響を与えることはございません。

##### 2. 資本準備金の額の減少の内容

###### (1) 減少する資本準備金の額

2023年3月28日現在の資本準備金の額876,815,200円の全額を減少し、減少後の資本準備金の額を0円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

###### (2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2023年6月2日（予定）

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田駿河台4番6号  
御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター2F  
sola city Hall 【WEST】  
TEL 03-6206-4855



|    |           |         |       |
|----|-----------|---------|-------|
| 交通 | J R 御茶ノ水駅 | 聖橋口より   | 徒歩約1分 |
|    | 地下鉄新御茶ノ水駅 | B2番出口より | 徒歩約2分 |
|    | 地下鉄御茶ノ水駅  | 1番出口より  | 徒歩約4分 |
|    | 地下鉄小川町駅   | B3番出口より | 徒歩約6分 |

UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。